

いじめ対策に係る調査研究

田中恵美¹ 久本卓人²

いじめ防止対策推進法が施行されてから3年が経過し、「いじめ防止基本方針」に基づく取組の充実が図られている。本研究では、神奈川県内の中学校20校を対象として、いじめ対策に係る教職員一人ひとりの意識や日々の取組について把握するために、アンケート調査を行った。その結果から、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に係る取組を、より実効性のあるものにするために必要な見直しの視点を探った。

はじめに

いじめ防止対策推進法が2013年9月に施行されてから3年が経過した。その間、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」(以下、「基本方針」という)の策定や対策組織の整備、校内研修の実施等、いじめ対策に係る取組の充実が図られている。同法の附則第二条には、施行後三年を目途に施行状況等を勘案し、必要があると認められるときは、必要な措置を講じるとある。これを受けて、文部科学省が所管する有識者会議「いじめ防止対策協議会」において見直しが検討された。その報告として2016年11月に出された「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(以下、「とりまとめ」という)には、いじめの認知や情報共有など様々な取組についての「現状・課題」と「対応の方向性」が示されている。このように、基本方針を形骸化させることなく、効果的にいじめ対策に取り組み続けることが求められている。

そこで、本研究では、中学校を対象に、教職員一人ひとりのいじめ対策に係る取組や意識についての実態を調査し、基本方針に係る取組をより実効性のあるものにするための見直しの視点を探る。

研究の目的

すべての子どもが安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、各学校の基本方針に係る取組をより実効性のあるものにするために、取組の見直しに必要な視点を探る。

研究の内容

1 研究の背景

2016年10月に文部科学省から出された、「平成27年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題』に関する

調査』(速報値)について」(以下、「速報値」という)の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組(11項目)」における公立中学校の結果は、次のとおりである。

「いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり校内研修を実施したりした」については、97.8%、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」については、95.1%の学校が取り組んでいると回答している(p.36)。

一方、「PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」については、46.6%となっている(p.36)。

このような調査結果等を基に、各学校は、いじめ対策に係る取組の見直しを行っていると考ええる。

しかしながら、「速報値」の項目について、取り組んでいると回答していても、学校によってその取組状況は様々だと考えられる。例えば、「いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり校内研修を実施したりした」という項目に、取り組んでいるとしても、プリントを配付し、共通理解を図ったとする学校と、全教職員で協議を行い、共通理解を図ったとする学校とでは、その実効性に差が生じると思われる。また、「共通理解を図ることができている」と担当者や管理職が捉えているにもかかわらず、一人ひとりの教職員の共通理解に差がある場合、重大事態に発展する可能性もある。

そこで、取り組んでいなかったことに取り組むだけでなく、「取り組んでいる」としている取組についても再確認することが、基本方針に係る取組の見直しには必要だと考える。

一方、「速報値」の項目にはないが、教職員一人ひとりが「取り組んでいる」にもかかわらず、学校内で共有されていない取組もあるのではないだろうか。

これらのことから、教職員一人ひとりの取組や意識の実態を、改めて把握することが、各学校の基本方針に係る取組をより実効性のあるものにするための見直しにつながるのではないかと考え、実態把握のためのアンケート調査を行うこととした。

1 教育課題研究課 指導担当主事

2 教育課題研究課 指導主事

2 アンケート調査について

基本方針に係る教職員一人ひとりの取組や意識の実態を把握するために、いじめの未然防止につながる日々の取組やいじめ対策を実践する中での不安などについて、アンケート調査を行った。

「いじめ対策に係る取組アンケート」概要

1 調査方法

質問紙による無記名でのアンケート調査

2 調査対象及び回答人数等

(1) 調査対象

- 神奈川県内の公立中学校(政令指定都市・中核都市を除く)から、各市より1校、教育事務所管内の町村より1校(複数ある場合は1町村を選定)計20校を選定
- 管理職・事務職等を除く全ての教職員(スクールカウンセラー等を含む)

(2) 回答人数と内訳

- 回答人数 計 615人(回収率 91%)
- 内訳

総括教諭	91	教諭	366
養護教諭	20	臨時的任用教諭	93
非常勤講師	26	その他	16
未記入	3		

(1) 設問1について

設問1の内容は次のとおりである。

- 1 「神奈川県いじめ防止基本方針」の「4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方(1) いじめの未然防止」のア～オの項目の内容に関連すると考えられる日頃の取組について、関連する項目の記号をお書きの上、できるだけ多くの取組を具体的にお書きください。学校・学年・学級等、教育活動のどのような場面でも構いません。

第1表は、神奈川県いじめ防止基本方針の未然防止の項目(網掛け部分)と、記述(白地の部分)の一部を掲載したものである。また、項目別の割合をグラフにした(第1図)。取組については、多くの教職員が複数回答している。

「ア」には、道徳の時間の取組以外にも、学級活動(朝の会や帰りの会も含む)の時間を活用して、いのちを大切に心や相手を思いやる気持ちを、継続的に育もうとする計画的な取組についての記述が多く見られた。「イ」には、他者の意見を大切にすることを学習活動をとおして育成しているという記述や、自分の思いを相手に伝える場を多く設定しているという記述が多く見られた。「ウ」には、学校生活のあらゆる場面で、生徒を丁寧に観察し、気になったことについては、すぐに対応する臨機応変な取組についての記述が見られた。「エ」には、いじめ防止の講演等を開催したり、

生徒自身がいじめ防止の取組を企画・運営し、いじめ防止に取り組んだりしているという記述が見られた。

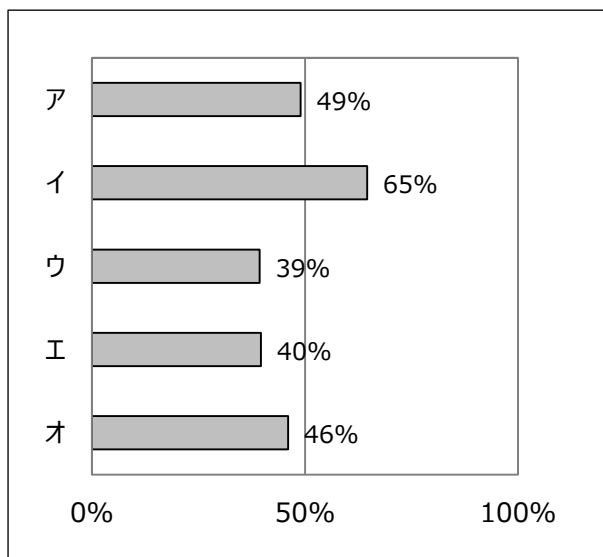
「オ」には、地域清掃ボランティアや地域と連携して行う行事に生徒を参加させていることや、教職員自身が、生徒を承認する時間を設定したり、生徒の頑張っている姿を家庭に積極的に報告したりする取組についての記述が多く見られた。

第1表 設問1の項目の内容及び記述(抜粋)

ア	家庭や学校においては、いじめの未然防止に向けて、道徳観や規範意識等の教育を通じて、“いのちを大切にすること”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。
○	道徳の授業について、学年職員で考え、実生活に落とし込むような授業にしている。その中で、命の大切さや人との関わりについて教えている。
イ	学校は、子ども一人ひとりが、他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
○	教科の取組として、授業の中で、教え合い、学び合う活動を行っている。「自分の意見を分かりやすく相手に伝えること」、「他者の意見をしっかりと聞くこと」を意識させて取り組ませている。
ウ	学校は、子どもが抱えている人格形成の問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力とそのもととなる性格形成等を様々な場面で育む観点も必要です。
○	問題やストレスの要因を分析し、できるかぎり環境の改善を図るようにしている。ストレスにどう対処するかを本人と一緒に考え、本人にできる方法を実践できるようにサポートしている。
エ	学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
○	「いじめゼロ」をスローガンにして、各クラスで、「行動宣言」を決めている。その行動宣言を決めるために、いじめについて考える授業を行っている。
オ	子どもが、自分の存在が大人から認められていること、必要とされていることを意識できることが大切です。そのために、家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実するなど、大人は子どもを支えていく姿勢を示すことが必要です。
○	職場体験などで地域の中で活動する機会を設けることにより、地域の方と接することができ、様々な角度から生徒を見てもらえる機会になっている。

これらの回答から、教職員の日々の取組を、いじめの未然防止の考え方に照らし合わせてみると、多くの取組が関連していることが分かる。

第1図を見ると、「イ」の項目の記述が最も多く、教職員の多くが、生徒に他者と関わる機会を提供し、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいることが分かる。



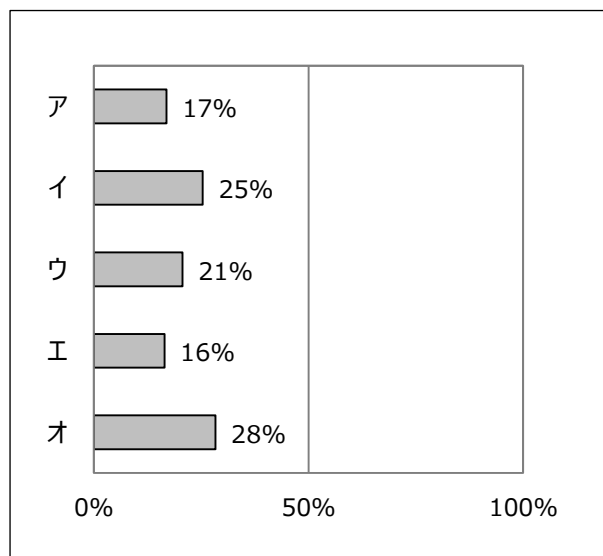
第1図 設問1 項目別の割合

(2) 設問2について

設問2の内容は次のとおりである。

2 設問1と同じア～オの項目から、今後、重点的に取り組みたい内容の記号を選び、取組のアイデアがあれば、お書きください(記号のみ可・複数回答可)。

今後、重点的に取り組みたい内容については、「オ」や「イ」について関心が高いことが分かる(第2図)。



第2図 設問2 項目別の割合

「オ」の記述には、地域や家庭において大人との関わりを持たせるための取組のアイデアが多く見られ

ることから、教職員以外の大人との関わりの中で、生徒が認められる機会を提供したいと考える教職員が一定数いることがうかがえる。

また、具体的な取組のアイデアが記述されていることから、現在関わっている生徒の実態に即した、身に付けさせたい資質や目指す生徒像などの、具体的なイメージを持って取組を考えていることが分かる(第2表)。

第2表 設問2の記述(抜粋)

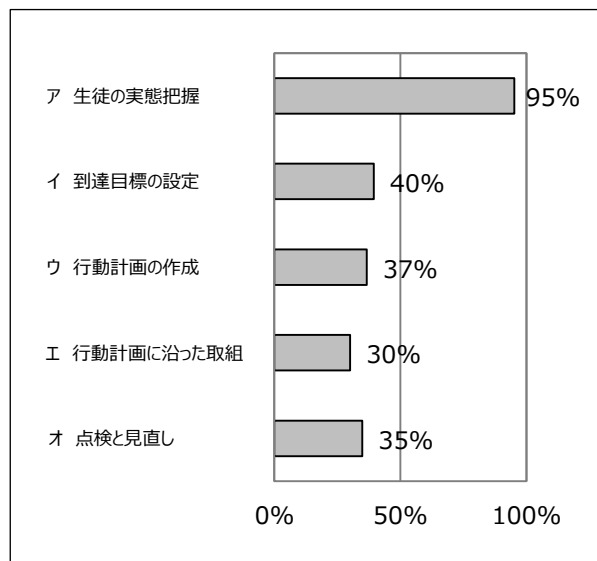
- いじめ防止のための企画を生徒たちと考えて行いたい
- 小学校と連携して、中学生が年下の子どもとの関わり方を学べる場を設定する
- 防災教室を取り入れ、自らの命だけでなく、周囲の生命にまで、気を配れるような意識を高めたい
- 生徒主体でいじめ防止のための「絵本の朗読」や「寸劇」などを全校生徒対象に行いたい
- 他校との交流を行い、自分の学校の紹介やレクリエーションなどでコミュニケーションをはかる
- 特別なことではなく、週1、朝の登校時に、ゴミ拾いをしながら、地域の方とふれあうなど、少しの時間を積み重ねていくようなことができるとうい

(3) 設問3について

設問3の内容は次のとおりである。

3 いじめ対策について、学校全体や所属学年などで、取り組んでいると思うものを次のア～オから全て選び記号を○で囲んでください。

生徒の実態把握については、取り組んでいると回答する割合が高い(第3図)。



第3図 設問3 項目別の割合

しかし、具体的な取組を行う上での目標設定や行動計画の作成、行動計画に沿った取組、実施後の点検と見直しについては、取り組んでいると回答する割合が低い。

実態把握については、設問1の「ウ」の「子どもが抱えている人格形成の問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図る(第1表)」に関する回答の中に、どのように生徒の実態把握を行っているかが分かる記述が多く含まれていた(第3表)。これらの記述から、教職員が、学校生活のあらゆる場面で、生徒の実態把握に努めていることが分かる。

第3表 生徒の実態把握に係る記述(設問1より抜粋)

- 休み時間はできるだけ教室にいて、生徒の様子を観察する
- ささいな愚痴でも時間を取り、話を聞く
- 振り返りノートをクラスの全員と毎日行っている
- 表情をよく観察し何気ないことでも、いつもと様子が違うと感じたときには、声を掛ける
- 周囲の生徒に乱暴な言葉遣いをした生徒に対して、その場で即座に注意し、授業後に話をし、ストレスの原因を探る
- 部活指導の中で、一人ひとりと話をする時間を取り、悩みを聞く機会を設けている

(4) 設問4について

設問4の内容は次のとおりである。

- 4 今後、いじめ対策に係る校内研修会や会議等で、扱いたい内容(扱って欲しい内容)を全て選び、記号を○で囲んでください。「ケ その他」を選択した場合は、具体的な内容をお書きください。

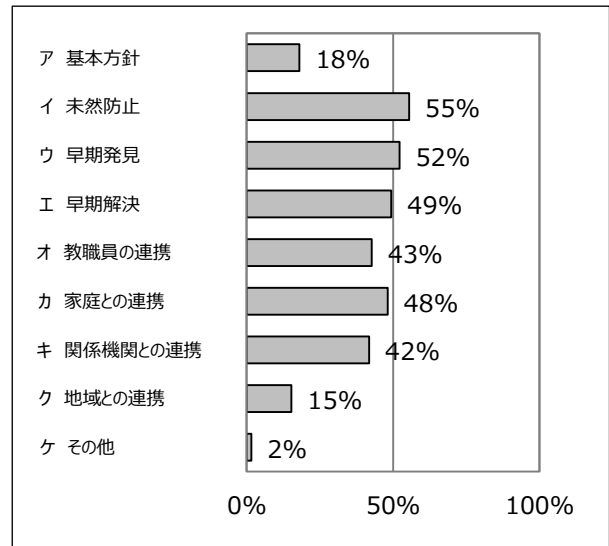
いじめの未然防止や早期発見、家庭との連携を選択する割合が高いことから、生徒や保護者との具体的な関わり方について、研修等を行いたいと考えている教職員が多いことが分かる(第4図)。

一方、「ア 基本方針」や「ク 地域との連携」について選択する割合は、低くなっている。

「ア 基本方針」については、2016年10月に神奈川県教育委員会から出された、「平成27年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査[速報値] 調査結果の概要2(公立学校分)」(以下、「神奈川県[速報値]」)によると、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて点検をおこなった」について、95.2%の公立中学校が、取り組んだと回答している(p.12)。このことから、基本方針に対する関心が低いということではなく、すでに基本方針に基づき、いじめ対策に取り組んでいるという理由で、割合が低いことも考えられる。

また、「ク 地域との連携」については、33.9%の

公立中学校のみが取り組んだと回答しているが、第2図から、今後、生徒に地域や家庭において大人との関わりを持たせたいと考える教職員が一定数いることと併せて考えると、その必要性を感じていないのではなく、個々の教職員では取り組むのは難しい、いじめ対策との関連性をイメージしにくいなどの理由から、校内研修などで扱って欲しいものの中では、割合が低くなっていると推察される。



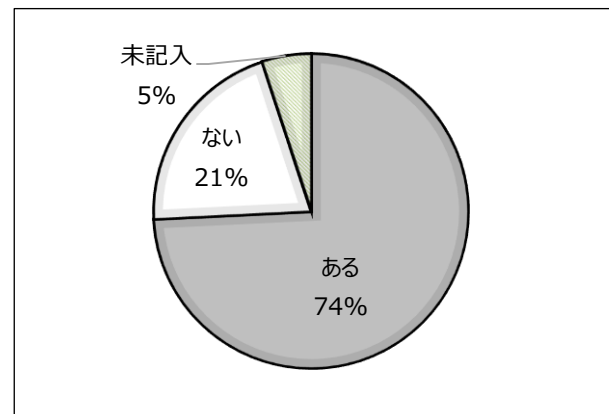
第4図 設問4 項目別の割合

(5) 設問5について

設問5の内容は次のとおりである。

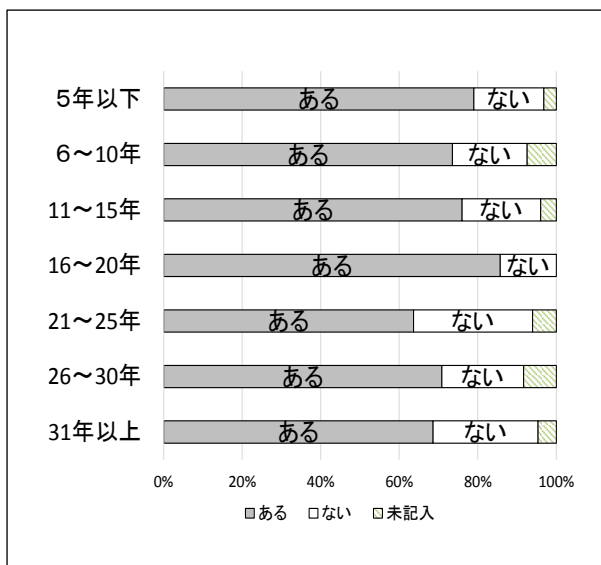
- 5 いじめ対策について、不安に思っていることや困っていることはありますか。「ある」か「ない」かを○で囲んでください。
- ◆ 「ある」と答えた方にお聞きします。それはどのようなことですか。次のア～ケの中から全て選び記号を○で囲んでください。よろしければ具体的にお書きください。

74%の教職員が、いじめ対策について、不安に思っていることや困っていることがあると回答しており、4人中3人の教職員が、何らかの不安や課題を抱えていることが分かる(第5図)。



第5図 設問5 不安の有無の割合

「ある」と回答する割合は、経験年数にかかわらず高いことから、経験年数が長くなるにつれ、不安が少なくなるわけではないことが分かる(第6図)。



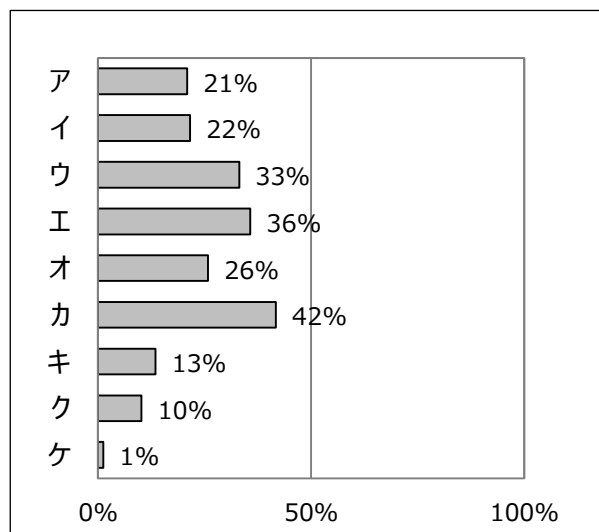
第6図 設問5 経験年数別の割合

どのようなことについて不安に思っているかを項目別にみると、「カ 保護者への対応や連携について」が一番多く、次に、「エ いじめを行った生徒への対応について」となっている(第7図)。第7・8図のA～ケの項目の内容は次のとおりである。

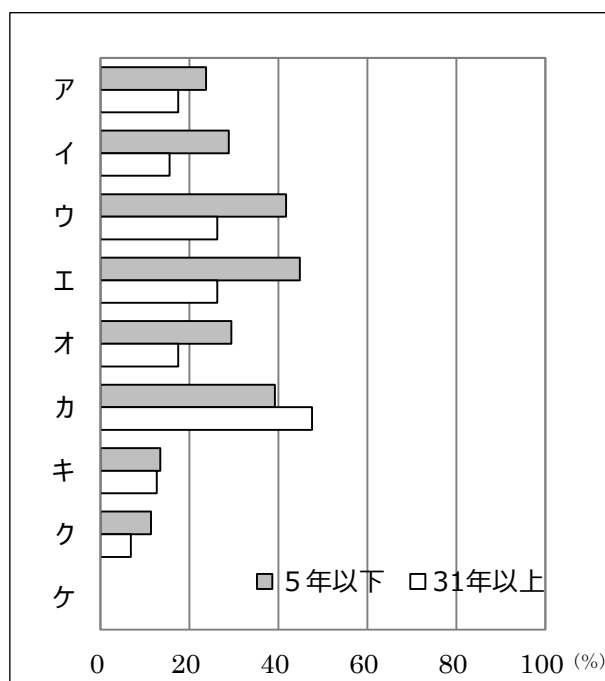
- ア 生徒の実態把握について
- イ 生徒との信頼関係の構築等について
- ウ いじめを受けた生徒への対応について
- エ いじめを行った生徒への対応について
- オ いじめを受けたり行ったりした生徒以外の生徒への対応について
- カ 保護者への対応や連携について
- キ 外部機関との連携について
- ク 他の教職員との連携について
- ケ その他

「5年以下」と「31年以上」の経験年数を取り出し、項目別に選択した割合をグラフにした(第8図)。「ア」～「オ」のような生徒と直接関わる項目については、「5年以下」の教職員が選択する割合の方が、「31年以上」の教職員より高くなっている。一方、「カ 保護者への対応や連携について」は、「31年以上」の教職員が選択する割合の方が、「5年以下」の教職員より高くなっている。

また、「具体的な内容」の欄には、不安に感じていることについて、様々な記述がみられた(第4表)。特に、「カ 保護者への対応や連携について」は、どのようにすれば指導の意図を保護者に正確に伝えられるか、どのように保護者と連携すれば子どもを支援できるかなどについて、日々悩みながら取り組んでいることが分かる記述が多く見られた。



第7図 設問5 項目別の割合



第8図 設問5 経験年数別・項目別の割合

第4表 設問5の記述(抜粋)

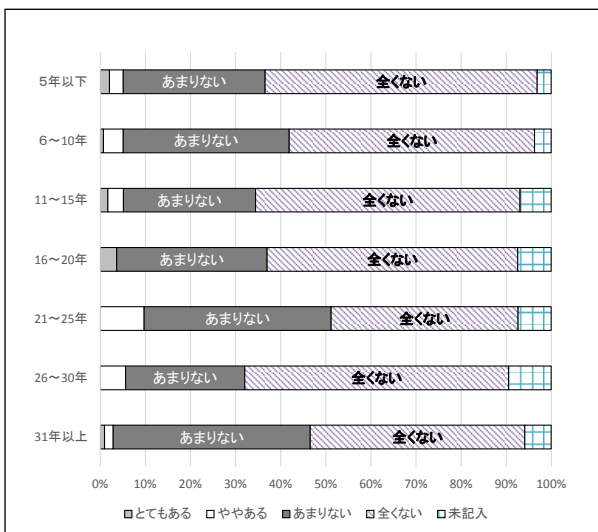
- いじめを行った側の生徒の保護者の理解を得るのが難しい
- いじめられていることをアンケートに書けない生徒を見逃していないか
- いじめの指導後、いじめられていた生徒が、過ごしやすい環境のづくり方について
- 「自分は何もしていないから関係ない」という意識の生徒への対応
- いじめられた生徒の心のケアをどれだけしてあげられるのか
- インターネット・スマホを使用したいじめをどう把握するのか
- 現在の対応は正しいのか
- いじめの認識の教員間の差について
- 外部機関との効果的な連携について

(6) 設問6について

設問6の内容は次のとおりである。

6 いじめ対策について、他の教職員に相談したり、他の教職員からサポートされたりすることに抵抗感がありますか。該当するものを○で囲んでください。

他の教職員からサポートされることに抵抗感があるかについての回答を、経験年数別にみると、どの年数でも、ほとんどの教職員が「抵抗感があまりない・全くない」を選択している(第9図)。教職員間で、いじめ対策について不安に感じたり困ったりしたときには、他の教職員に相談したりアドバイスを受けたりとすることができる関係や体制が構築されていることが推察される。

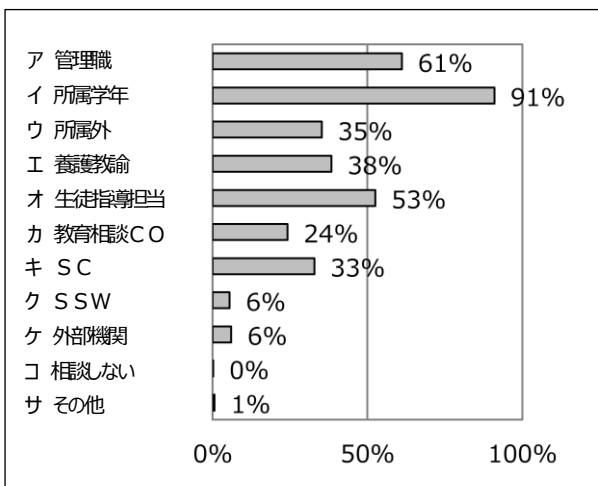


第9図 設問6 経験年数別の割合

(7) 設問7について

設問7の内容は次のとおりである。

7 いじめ対策について困ったり悩んだりしたときは、誰に相談しますか。次のア~サの中から全て選び記号を○で囲んでください。



第10図 設問7 項目別の割合

相談する相手については、ほとんどの教職員が所属学年を選択した上で、さらに複数の相談相手を回答していた(第10図)。このことから、所属学年の教職員を中心として、相談しやすい体制が整っていることが推察される(「教育相談CO」は、教育相談コーディネーター、「SC」は、スクールカウンセラー、「SSW」は、スクールソーシャルワーカーの略記)。

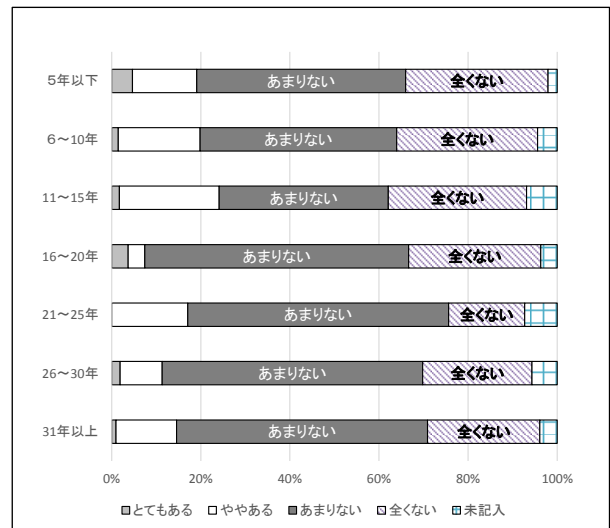
(8) 設問8について

設問8の内容は次のとおりである。

8 いじめ対策に取り組む中で、いじめの認知件数が増えることがあります。そのことに抵抗感がありますか。該当するものを○で囲んでください。

いじめの認知件数が増えることに抵抗感があるかについての回答を、経験年数別にみると、どの経験年数でも、「抵抗感があまりない・全くない」と回答する割合が高くなっている(第11図)。

これは、国や県などの、いじめの認知数が増えることを肯定的に捉えるという方針が、教職員に周知されている結果といえる。



第11図 設問8 経験年数別の割合

3 アンケート結果についての考察

「速報値」の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組(11項目)」に該当する取組も、これに該当しない取組も、教職員一人ひとりが教育活動のあらゆる時間と場所において行っていることをアンケート調査から読み取ることができた。

しかし、「神奈川県[速報値]」の「いじめの発見のきっかけ」の項目では、公立中学校において、「学校の教職員等が発見」については32.7%、「本人からの訴え」については41.1%という数値にとどまっている。

これらのことから、教職員一人ひとりが日々実践している、生徒の小さな変化に気付き実態を把握するための取組や、生徒が教職員に相談しやすくなるような

関係づくりのための取組を、今以上に、いじめの発見につなげる仕組みが必要である。

「とりまとめ」において課題として挙げられている、いじめを認知することへの抵抗感や、いじめを抱え込み、情報が共有されないことなどについては、本研究のアンケート調査結果を見ると、いじめの認知を多くの教職員が肯定的に捉え、他の教職員に相談することができていることが分かる。しかし、一人でも、いじめの認知を躊躇したり、いじめを抱え込んだりする教職員がいれば、重大事態に発展する可能性があることから、教職員の意識の確認は常に必要である。

経験年数にかかわらず、多くの教職員が、いじめ対策について不安に思っていることがあり、その内容は、生徒の実態や事案により様々であった。教職員一人ひとりの不安を解消するためには、不安の内容を分析し、学校の実情を踏まえた組織的な取組を充実させることが必要である。

研究のまとめ

1 見直しに必要な視点

基本方針に係る取組を、より実効性のあるものにするためには、生徒の実態把握に努め、いじめ対策に取り組んでいる教職員一人ひとりの「日々の取組」と「不安に感じていること」の二つを基に見直しを行うことが効果的だと考える。

まず、教職員一人ひとりの「日々の取組」から、基本方針に係る取組を見直すためには、互いの取組を共有し、それぞれの取組の意図や成果を理解し合うことが重要である。そこから、全教職員の共通理解の下、学校全体の取組を見直すことで、より実効性が高まると考える。

それぞれの取組の内容や意図について、教職員間で共有することにより、生徒の実態に即した「今、生徒に必要な力」や「更に伸ばしたい力」が明確になる。そこから、学校全体の取組の目的や指針との整合性が確認でき、より実態に即したものに修正することが可能になる。また、取組の成果と課題についても、教職員間で共有することにより、成果が顕著な取組については学年や学校全体の取組に発展させたり、課題のある取組についてはサポートし合い改善したりするなど、個々の取組と学校全体の取組の両方の実効性を高めることにつながる。

次に、教職員一人ひとりの「不安に感じていること」から、基本方針に係る取組を見直すためには、互いの不安を理解し合うことから始め、不安の解消のためにできることを検討することが重要である。そこから、不安が解消しやすいように学校の体制を見直すことで、より実効性が高まると考える。

それぞれが不安に感じていることについて、教職員

間で共有することにより、不安の原因が、経験したことがない指導に対する不安によるものか、現在対応している事案に対する不安によるものか、明らかになる。そこから、それぞれの不安を解消するために具体的な対応策を出し合い実践することで、教職員の連携や学校の体制が実態に即したものになり、取組の実効性を高めることにつながる。

すなわち、基本方針に係る取組をより実効性のあるものにするためには、「教職員一人ひとりの日々の取組をいかす」視点と「教職員一人ひとりの不安を解消する」視点から、学校全体の取組を見直すことが効果的だと考える。その際、一部の教職員で見直しを行うのではなく、全教職員参加の協議会等を経て、全教職員の共通理解を図りながら見直しを行うことが大切である。そうすることにより、教職員一人ひとりが、他の教職員の取組を「自分たちの取組」として捉えられるようになり、今まで以上に組織的な取組が可能になると考える。

2 アンケート調査の活用について

国立教育政策研究所「生徒指導リーフ いじめに関する『認識の共有』と『行動の一元化』」で、「各教職員は自分の子供時代の体験や教師になってからの経験、これまでに蓄積してきた知識や情報に基づいて、自分なりのいじめに対する認識を作り上げている」と述べられているように、各教職員の経験や知識は異なるため、教職員一人ひとりの取組や意識を短時間で伝え合うだけでは、その意図や思いまでは理解し合えない。少なくとも、ペアや少人数のグループの中で、その取組や意識について説明し合う機会を持たなければ、他の教職員の取組を「自分たちの取組」と認識することは難しいと考える。

そこで、本研究で用いたアンケートを、校内研修会などで実施し、教職員の相互理解のために活用することを提案する。このアンケートは、教職員の日々の取組や意識について自由に回答できるように作成してあるため、多くの取組を教職員から引き出せる。また、不安に感じていることについても、選択式と記述式の二つの回答方法を併用した。これにより、教職員一人ひとりが回答しやすい方法で、自身の不安を示すことができる。

3 今後に向けて

いじめ対策に係る取組の最大の目的は、子どもたちを守ることである。そのためには、すべての教職員が、共通理解の下、日々取り組み続けなければならない。

しかし、学校や教職員の取組のみで、現代の多様化する課題に対応し、子どもたちを守ることは困難である。地域や家庭と協働し、子どもたちを守るための取組を、今以上に推進していく必要がある。

おわりに

教職員は、子どもたちが安心して楽しい学校生活を送れるよう、日々取り組んでいる。様々な業務がある中で、教職員一人ひとりの取組の課題について話し合う時間を取ることはできても、取組の意図を理解し合い、その成果を伝え合う時間を取ることは、なかなか難しいのではないだろうか。

しかし、いじめを未然に防ぐことや重大事態に発展させないための取組のポイントは、教職員の日々の取組の成果の中にこそあるのではないかと考え、この研究に取り組んだ。

本研究を参考に、教職員一人ひとりの取組の成果を共有する仕組みを作り、各学校の基本方針に係る取組の見直しに役立てていただきたい。

最後に、お忙しい中、アンケート調査に御協力いただいた先生方をはじめ、各教育事務所及び市町村教育委員会の方々に御礼を申し上げます。

[助言者]

東海大学 教育支援センター長

文学部心理・社会学科教授 芳川玲子

引用文献

- 神奈川県教育委員会 2016 「平成27年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査[速報値] 調査結果の概要2(公立学校分)」
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/847953.pdf> (2017年1月取得)
- 国立教育政策研究所 2015 「生徒指導リーフ いじめに関する『認識の共有』と『行動の一元化』」
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf21.pdf> (2017年1月取得)
- 文部科学省 2016 「平成27年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』(速報値)について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/10/_icsFiles/afieldfile/2016/10/27/1378692_001.pdf (2017年1月取得)

参考文献

- 神奈川県教育委員会 2014 「神奈川県いじめ防止基本方針」
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/705787.pdf> (2017年1月取得)
- 神奈川県教育委員会 2016 「平成27年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査 調査結果の概要(公立学校分)」
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/848682.pdf> (2017年1月取得)
- 神奈川県立総合教育センター 2014 「いじめのない学

校づくりのために～小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 校種を越えたメッセージ～」

<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/いじめのない学校づくりのために.pdf> (2017年1月取得)

神奈川県立総合教育センター 2014 「教職員のパートナーシップ～働きがいのある職場の創造～」

<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/教職員のパートナーシップ.pdf> (2017年1月取得)

国立教育政策研究所 2010 「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」

<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/shienshiryou2/2.pdf> (2017年1月取得)

国立教育政策研究所 2012 「生徒指導リーフ いじめの未然防止 I」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf08.pdf> (2017年1月取得)

国立教育政策研究所 2014 「生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり 2」

<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf/leaves2b.pdf> (2017年1月取得)

文部科学省 2013 「いじめ防止対策推進法」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm (2017年1月取得)

文部科学省 2016 「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2016/11/02/1379121_001_1.pdf (2017年1月取得)

文部科学省 2016 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)」

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6686/00217241/01_2804_kuni_tsuchi_izime_ninchi.pdf (2017年1月取得)